

群馬県公立大学法人役員報酬規程

平成30年4月1日

群馬県公立大学法人規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県公立大学法人（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類)

第2条 理事長、副理事長、及び常勤理事（以下「常勤役員」という。）に対する報酬は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

2 非常勤理事及び監事に対する報酬は、役員手当とする。

(給料)

第3条 常勤役員の給料の額は、月額895,000円以内とする。

(給料の支給)

第4条 新たに役員（非常勤理事及び監事を除く。以下この条から第6条において同じ。）となった者には、その日から給料を支給する。

2 役員が退職し、又は解任されたときは、その日までの給料を支給する。

3 役員が死亡により退職したときは、その月の月末までの給料を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により給料を支給する場合は、群馬県公立大学法人職員給与規程（群馬県公立大学法人規程第7号。以下「給与規程」という。）を準用し、日割によって計算する。

(通勤手当)

第5条 役員の通勤手当は、給与規程の例により支給する。

(期末手当)

第6条 理事長の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した場合についても同様とする。

2 期末手当の額は、給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額及び当該給料月額に100分の25の割合を乗じて得た額の合計額を加算した額に、100分の167.5を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 役員が基準日以前から職員であった場合のその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

4 期末手当の一時差止処分に関しては、職員（群馬県公立大学法人職員就業規則（群馬県公立大学法人規則第1号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）の例による。
（重複給与の禁止）

第7条 役員が職員を兼ねる場合（理事長が職員を兼ねる場合を除く。）においては、給与規程に基づく給与を支給するものとし、役員の報酬は支給しない。

2 理事長が職員を兼ねる場合においては、本規程で定める理事長の報酬のみを支給するものとし、給与は支給しない。

（非常勤役員手当）

第8条 非常勤理事及び監事に対する役員手当の額は、日額30,000円とする。

2 役員手当は、その業務に従事した日の属する月の翌月に支給するものとする。

3 非常勤理事及び監事には、通勤に要する費用を群馬県公立大学法人役員等の旅費に関する規程（群馬県公立大学法人規程第23号）により支給する。

（報酬の支払原則）

第9条 役員の報酬は、その全額を通貨で直接役員に支払う。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の額からその額を控除して支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員から申出があった場合においては、その役員に対する報酬の全部又は一部を口座振込の方法により支払うことができる。

（端数処理）

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（委任）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与規程の例によるほか、理事長が別に定める。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、経営審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 役員となる前に群馬県職員の給与に関する条例（昭和26年群馬県条例第55号）の適用を受けていた者で引き続き役員となったものの第6条第2項に規定する在職期間には、その者がこの条例の適用を受けていた期間を通算する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成30年12月25日から施行し、平成30年12月1日から適用する。
(期末手当の支給率の引き上げに伴う経過措置)
- 2 平成30年12月に支給する期末手当に係る改正後の群馬県公立大学法人役員報酬規程
(以下「改正後の報酬規程」という。)第6条第2項の規定の適用については、同項中
「167.5」とあるのは「180」とする。
(報酬の内払)
- 3 改正後の報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の群馬県公立大学法人役員報酬規程に基づいて支給された報酬は、当該改正後の報酬規程による報酬の内払とみなす。